

2017年度 保護と利用のバランス 専門委員会 成果報告



2018年3月13日

中国IPG 保護と利用のバランス専門委員会
永塚 広明（理光(中国)投資有限公司）

0. 委員会メンバー

IP FORWARD

黒田法律事務所

索尼(中国)有限公司

上海金天知的財産代理事務所

電装(中国)投資有限公司

豊田汽車(中国)投資有限公司

日産(中国)投資有限公司

西村あさひ法律事務所 上海事務所

富士電機

パナソニック(中国)有限公司エコソリューションズ社

松下電器研究開発(中国)有限公司

三菱重工業(中国)有限公司

安川電機(中国)有限公司

理光(中国)投資有限公司

1. 現状認識と課題

2016年の委員会活動の残課題を踏まえ、今年度の活動内容を精査した。2016年度の残課題は以下の(1)～(3)、今年度(4)を追加した。

(1) 2016年度は『市場の支配的地位の濫用』(IDC事件、クアルコム事件)についての研究が中心で『水平的独占協定』及び『垂直的独占協定』に関する研究が不十分であった。特に知財契約を結ぶ際の独占禁止法13条、14条との関係について未検討であった。

(2) 独占禁止法上の調査手続きに関する研究が不十分であり、調査手続き上の注意点を確認する必要がある。

(3) 各政府機関の統一版独禁法ガイドラインのキャッチアップ。

(4) 2016年は独占禁止法等の研究を行ったが、不正競争防止法については未着手。

2. 調査目的

中国における知的財産権の保護と利用のバランスの観点から、関係法規等について研究を行い実務上注意すべき点を洗い出す。今年度は、**独占禁止法**及び**不正競争防止法**を主な研究対象とする。

- (1) 知財契約にあたり独占禁止法上、注意すべき点の検討と実務上の注意点の洗い出し。
- (2) 不正競争防止法の影響と、実務上注意すべき点の概要把握。

3. 調査研究方法

(1) 知財契約(独禁法関連)

参加企業メンバーに作成していただいた仮想事例、及び日本の公正取引委員会の独占禁止法に関する相談事例集を参考に作成した仮想事例を纏めて、契約事例集とした。

※公正取引委員会HP <http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>

⇒独禁法の有識者(弁護士)へのヒアリングと意見交換を実施し
契約時の注意点等を纏めることとした。詳細は後述する。

(2) 不正競争防止法関連

今年度初めて取り組む法領域であり、委員会内部での知見も不足している。

⇒このため有識者(弁護士)へ講演と質疑応答を依頼し、法律面の理解の向上と実務面での注意事項を纏めることとした。詳細は後述する。

3. 調査研究方法

研究対象	講演依頼、ヒアリング・意見交換先
不正競争防止法 独占禁止法	弁護士
知財契約(独占禁止法関連)	弁護士

<講演>

- ・ **不競法講演①** 世澤律師事務所 (2017/8/30)
 <知的財産権の行使に対する不正競争防止法の制限及び拡充>
- ・ **不競法講演②** 方達律師事務所 (2017/9/15)
 <不正競争防止法に基づく知的財産権の保護>
- ・ **不競法講演③** 金杜律師事務所 (2018/1/18)
 <改正不正競争防止法の解釈>

<ヒアリング・意見交換>

- ・ 契約事例(独禁法関連)のヒアリング・意見交換
 世澤律師事務所 (2017/12/15)
 知的財産権に関連する独占禁止法のケーススタディ

4. 研究に基づく成果 不競法講演①

■講義時の不競法は2018年1月1日施行の改正法ではなく旧法を基準としている。

- ・知的財産権行使に対する不正競争防止法(以下、不競法)の**制限**については、近年の中国典型判例(2件)に基づき、判断のポイントや注意点を解説頂いた。
- ・双環VS本田の最高裁判例については、背景事情が非常に複雑である点、意匠権者が十分な理由説明や侵害立証をせずに徒に販売業者に侵害警告を行なうことが不競法2条(信義誠実原則の包括条項)に違背する行為と認定された点、などが解説され、権利者として警告の適否(客観性や開示すべき情報)を判断する上で参考になることが説明された。
- ・権利侵害訴訟提起の前に警告する場合は、訴訟提起の事前準備も検討しておくべきことも説明された。
なお警告状に対する不競法の適用については、権利侵害の正否は関係がない。
- ・また、権利侵害被疑者側は権利不侵害確認訴訟提起により裁判管轄を有利に進め得ることも、上記判例より学べる(訴訟戦略上参考になる)ことが説明された。

4. 研究に基づく成果 不競法講演①

- ・加多宝VS王老吉の最高裁は判例については、商標被許諾者(加社)が企業努力で著名性を獲得した被許諾商標を含む商品包装・装飾について、該商標許諾契約満了後に該商標権者と前記包装装飾について帰属を争ったもので、公平原則・消費者認知度等を考慮して、係争包装装飾が共有と判示された内容が解説された。
- ・装飾については事前に当事者間の契約でカバーしておくこともテクニックの1つであることが説明された(独禁法違反にならないよう注意要)。ただし契約があっても公平の原則に照らして裁判所で判断される余地があることが説明された。
- ・知的財産権行使に対する不競法の**拡充**については、不競法5条の解説を通して著名な商品包装装飾の構成要件(客体、著名性、同一類似、混同など)が詳説され、該当典型事例として三菱電機の最高裁判例など3判例が紹介された。

4. 研究に基づく成果 不競法講演②

不競法改正草案(2017年11月4日改正)の主な内容～第2章～

第2章 商業標識、著作権類似物等の保護拡大

①商業標識

- ・社会組織の名称及びその略称
- ・ドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ウェブページ及びチャンネル、番組、コラムの名称及び標識等
- ・他人の商標を企業名称中の屋号としての使用

②著作権類似物

- ・著作物に該当しないフレーズ 事例; G-mail電子メール事件
【北京市高级人民法院(2012)高民終字第3337号】
- ・編集著作物に該当しないデータ 事例; Weibo(微博)対Momo(脈脈)事件
【北京知识产权法院(2016)京73民終588号】
- ・ゲームにおける著作物に該当しない要素 事例; 網易が不正競争として「神武」を訴えた事件
【广州知识产权法院(2017)粵73民終436号】
- ・商業標識を類比して保護した事件 事例; Lost Journey(人在囧途)事件
【北京市高级人民法院(2013)高民初字第1236号】
- ・新技術で作成された「著作物」 例; 探測気球による撮影、文章作成ロボットによる小説

4. 研究に基づく成果 不競法講演②

不競法改正草案(2017年11月4日改正)の主な内容～第2章～

第2章 商業標識、著作権類似物等の保護拡大

③インターネットに係る不正競争行為

※改正草案にて新たに追加された 事例1～4;

【最高人民法院(2013)民三終字第5号、最高人民法院(2013)民三終字第4号】

・リンクを挿入し、強制的に目標にジャンプさせること

事例1;強制的に広告のウェブサイトをポップアップさせ、ユーザーがクリックすることを誘導した事件

・他人が合法的に提供するインターネット製品又はサービスを修正、閉鎖、アンインストールするようユーザーをミスリード、詐欺、脅迫

事例2;マイナス評価が生じやすい単語をユーザー提示により、ユーザーがその他のソフトウェアを選択するよう影響を与えた事件

・他人が合法的に提供するインターネット製品又はサービスの正常な動作を妨害又は破壊

事例3;他人のウェブサイトに警告標識を付加し、インターネットサービスを妨害した事件

・悪意をもって他の事業者が合法的に提供するインターネット製品又はサービスとの互換を行わないこと

事例4;某ソフトウェアはユーザーをその他のソフトウェアの運行方法を変えるよう誘導した事件

※新型のインターネット上行為について、不正競争防止法に基づき、最低限の保護を提供しようとする傾向がある

・改正草案第二稿において、バスケット条項が追加された

4. 研究に基づく成果 不競法講演③

＜改正 不正競争防止法：概略＞

- **改正版不正競争防止法と独占禁止法は完全な分割を実現した**
 - ・ 改正後の不正競争防止法は公企業による競争制限行為、抱き合わせ販売行為、原価を下回る価格での販売行為、行政的独占行為などの規定を削除
 - ・ 「中華人民共和国入札法」ですでに規制があるため、共謀入札行為の規定を削除
- **不正競争行為を適度に増設し、その具体化に重点を置いた**
 - ・ 既存の不正競争の内容を、経済環境に即して、細分化・充実化させた
- **法律責任を改善し、監督検査措置を強化した**
 - ・ 行政責任において、改正法は行政強制措置を強化し、行政処罰の範囲を拡張し、処罰を強化し、減軽と処罰を課さない事由を定め、さらに行政手続き上の要求を明確にした
 - ・ 民事責任において、賠償責任制度を整備し、一部の行為について法定賠償を追加した
- **強い現代意識・強い市場意識・不正競争防止法の位置付け**
 - ・ 模倣・混同、虚位宣伝などの行為について、インターネット、電子商取引などの新技術、新経済の内容を追加した
 - ・ 市場メカニズムに組み入れられる行為は、解決をできるだけ市場に任せ、法律はただ極端な「妨害」行為のみを禁止した
 - ・ 不正競争防止法の知的財産権化の傾向の防止が配慮されている

4. 研究に基づく成果 契約事例研究

	契約事例	質問事項
1	パテントプールの非参加者に対する実施料	共同研究開発への貢献実績を考慮した実施料の設定であり、合理的理由があると考えられる。また、8社よりも先行している他の共同開発がある。標準化に伴うプールとは異なり、規格を採用する多数のライセンシーの事業活動に影響を及ぼすものではないと考えられる。中国においてどのように判断されるかアドバイスをいただきたい。
2	ライセンシーに対する安売り広告の禁止	販売方法の1つである広告・表示の方法について、表示価格を制限し又は価格を明示した広告を禁止することは、これによって価格が維持される恐れがあり、原則として不公正な取引方法に該当し問題となる(日本:公正取引委員会の判断)。 組合が商標を付した製品の安売りを行わないことをライセンス契約の更新条件とすることは、製造販売業者の価格競争を阻害し販売価格が維持される恐れがある行為であり、拘束条件付取引に該当し問題となる(日本:公正取引委員会の判断)。中国においてどのようなロジックで判断されるかについてアドバイスをいただきたい。
3	互換品関係	自社製品やその交換部品、消耗品が一定以上の市場シェアを獲得している場合に、知財等を利用して、第三者(互換部品や消耗品の製造・販売業者)に互換品や消耗品の製造や販売を認めないことや、特定の業者へのみ認めることが、独占禁止法においてリスクとなる場合(留意すべき事項)について、お教えいただきたい。(特に特定の業者へのみ許諾する場合の、契約上の留意点について、お教えいただきたい。)
4	特許ライセンス契約における販売先制限	・A社は従来から他の自動車メーカーに対して、当該部品の生産・使用についてライセンスしており、本件も当初は自動車メーカーB社からの申し入れを受け他社と同様の条件を提示していた。その後、B社からC社へのライセンスとするよう申し入れがあり、実質的にB社へのライセンスは認められること。 ・他の自動車メーカーも、A社から当該部品に係るライセンスを受けており、C社から部品を購入できなくとも事業活動継続に影響は受けない(日本の公正取引委員会の判断)。中国においてどのようなロジックで判断されるかアドバイスをいただきたい。
5	競争品の製造・販売又は競争者との取引制限	(1) 例外として当該技術がノウハウに係るものであるため、当該制限以外に当該技術の漏洩又は流用を防止するための手段がない場合には、秘密性を保持するために必要な範囲でこのような制限を課すことは認められるか。 (2) 例外として当該技術がノウハウとして保護・管理される場合に、ノウハウの漏洩・流用の防止に必要な範囲でライセンシーが第三者と共同して研究開発を行うことを制限する行為は認められるか。
6	特許・ノウハウライセンス契約に伴う使用装置の制限	ノウハウの秘密性を保持するために必要な範囲内で制限するのであれば、原則問題ない。中国では、どうか?
7	改良技術の非独占ライセンス義務	取得知識、経験の報告義務について「ライセンシーのノウハウをライセンサーにライセンスをすることを義務づけるものと認められる場合は、不公正な取引方法に該当する。 質問:左記の事例は中国独占禁止法の場合はどうなるか。無償条件はライセンシーの事業活動を制限する場合に該当するか。

4. 研究に基づく成果 契約事例研究

	契約事例	質問事項
8	クロスライセンス契約における条件設定	強さの異なる2社でクロスライセンスを結ぶ場合に濫用行為とならない範囲、注意すべき点について確認したい。 ①クロスライセンス中のグラントバックについて1方向でも認められるのか。どのように考えたらよいのかアドバイスをいただきたい。 ②装置の出力能制限を条件とする場合に、独禁法上どのように解釈されるのか。技術分野や商品の数量を制限していないため、独占禁止法上どのように考えたらよいかアドバイスをいただきたい。
9	クロスライセンス契約における実施料の送金	本事例は中国の場合はどうなるか。
10	ライセンス契約における片方向のライセンス条件の制限	本事例は中国の場合はどうなるか。
11	共同研究開発終了後の同一テーマの開発制限	①中国において、独占禁止法上の問題となるか？ ②同一テーマの開発を禁止する期間を長期(例えば、5年以上)とした場合、独占禁止法の問題となるか？ ③開発を禁止する範囲を、共同開発と同一テーマだけでなく、類似する範囲まで拡大した場合、独占禁止法の問題となるか？
12	共同研究開発の成果の取扱い	特許使用料について研究開発費の負担割合に応じて会員間で差を設けることは、合理的範囲内であると考えられる。ただし均衡性を失った場合には特定の会員が不当に不利益を受けることにならないように注意を要する(日本の公正取引委員会の判断)。 中国においてどのようなロジックで判断されるかアドバイスをいただきたい。
13	共同研究開発の成果等の競争者への供与の制限	中国でも、本事例は独占禁止法違反となるおそれがあるか？
14	共同研究開発	①第三者というのは、グループ内の兄弟会社も含まれているのか？ ②一つの共同開発会社が、開発成果の権利者として、第三者へ製品作りのことをライセンスして、作った製品を自社購入する行為に対し、事前に契約の中に明確しないと、制限されるのか？ ③中国の特許法は、強制許可との規定があるので、強制許可のある規定を触発しないように、実施許諾制限要望の方として、何か注意すべき所あるのか？ ④中国では、共同研究開発の成果の第三者への実施許諾を制限する行為は、もし一定内期間(例えば3年)後共同開発のA社が第三者へ許諾したい場合、共同開発のB社へ相談を乗る時、B社がまた不同意であれば、何かリスクあるのか？それに、上記の期間は何年で適合なのか？

本年度は専門家（弁護士）のレクチャー及び質疑応答を通じて

（１）不正競争防止法に関する制限及び拡充（保護と利用のバランス）について、判例等を通じて実務知見を得ることができた。

（２）また、独占禁止法については、仮想事例を通じて知財契約上、注意すべき点を、限られた事例数ではあるが深掘することができた。

なお、中国において合致する判例が無いものもあるが、今回学んだ判断プロセスを活用して、各社で実務において予見可能性を高めていくことが重要であると考えます。

6. 積み残された課題

(1) 今年度は不正競争防止法の改正があり（2018年1月1日施行）、商品包装等の保護や、インターネット関連の保護が充実化してきた。ただし実務面での運用については予測できない点も多く、今後もウオッチングが必要である。

(2) 独禁法については統一版ガイドラインが施行されておらず、施行された場合の実務面への影響が大きい。このため、引き続きウオッチングが必要である。

(3) IoT、ビックデータ、AI等という技術的観点からの保護と利用のバランスの研究については、着手できていない。

(4) 日本の知財活動団体から、本委員会との連携要望がきているが、当該団体との連携方法については未検討である。

7. 参考資料

本年度、主に研究対象とした法律等を以下に纏める。

法律/ガイドライン等

不正競争防止法(旧法)

不正競争防止法(改正草案) 2018年1月1日施行

<改正法 原文>

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/regulation20171104.pdf

<改正法 日本語訳>

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20171104-1_jp.pdf

<新旧対照表 日本語訳>

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20171104-2_jp.pdf

独占禁止法

知的財産権の濫用に関する独占禁止指南(意見募集稿)

国務院独占禁止委員会

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)

その他の資料

知的財産権の濫用に関する独占禁止指南(意見募集稿)に対する意見書(パブコム) 中国日本商会

不正競争防止法(改正草案送審稿)に対する意見書(パブコム)

中国日本商会

END